

10月の支出(図書、備品、慶弔、飲食除く)

102,345円

情報公開の第一歩 政治資金を見えるようにします。

印刷代(月刊武松印刷代)	19,503円
交通費(駐車場、燃料代)	10,882円
通信費(携帯電話代、折込代)	71,960円
支出計 18/10/1~18/10/31	102,345円

市政を考える 月刊武松

発行日
18/11/1

第177号

22500部発行

たけまつ ただし

頒布責任者：武松 忠(市議会議員)
武松政策研究会

市民の火葬料が有料に

実は今まで無料でした。新斎場供用開始の2019年7月から1.2万円

2019年7月から、新しい小田原市斎場が供用開始となり、市民の火葬料が有料になります。

■新斎場は1市5町から事務委託

施設は引き続き小田原市営火葬場として位置づけ、供用開始後は小田原市が1市5町(南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町)から事務の委託を受けて運営します。

事務委託に際し、上記1市5町から整備費等の一部を、人口等に応じ負担をして頂くので、これらの市町民は、小田原市民と同じ利用料となります。

また、運営管理経費については、実際の火葬数等に応じ、各市町からも分担して頂くことになっています。

事実上の広域斎場ですが、新たに一部事務組合(市町が、その事務の一部等を共同処理するために設ける特別地方公共団体であり、法人格を有する)等を設けず、小田原市が主体となって、管理していきます。

■斎場使用料の算出根拠

表1に、小田原市斎場整備運営に係る事業契約金額等に基づき、火葬1体あたりの経費を算出しました。

表1 火葬1体あたりの経費

経費	金額	火葬件数	1体当たり経費
維持管理運営経費 [15年]	25.5億円	6.5万件 (15年間)	3.9万円
うち火葬業務経費	15.5億円		2.4万円
整備費	31.5億円	11.3万件 (25年間)	2.8万円
その他の経費 協議会経費 市債償還利子等	7.0億円	6.5万件 (15年間)	1.1万円
合計			7.8万円

表2 現在の斎場使用料

区分	市内居住者	市外居住者	南足柄市 居住者
大人	0円	38,000円	27,000円
小人 (12歳未満・死 胎児)	0円	19,000円	14,000円
臓器等	0円	6,000円	5,000円
遺体安置室	8,000円	8,000円	8,000円

■市民が有料になった理由

小田原市の整備費負担等を減らすために、1市5町にも整備費等負担をして頂くことになり、小田原市民のみ無料とすることが出来なくなってしまいました。しかし、個別の収骨室、待合室の使い勝手やバリアフリー対応など、これまでの施設より、格段に使いやすい施設になります。

■斎場使用料の考え方

市内住居者と1市5町居住者は、1体あたり火葬業務経費2.4万円の1/2の1.2万円とし、それ以外居住者は、1体あたり経費の全額の7.8万円としました。

また、神奈川県内の公設斎場のうち、市町内居住者火葬料(大人)が無料なのは、17施設中、4施設(平塚、茅ヶ崎、真鶴、愛川)で、有料施設の火葬料は、6千円から1.7万円になっています。

表3 新斎場利用料(2019年7月1日以降)

区分	市内居住者 1市5町居住者	市外居住者
大人	12,000円	78,000円
小人 (12歳未満・死胎児)	6,000円	39,000円
臓器等	2,000円	13,000円
遺体安置室	3,000円	16,000円
待合室 2室目以降1室につき	5,000円	10,000円

危険なブロック塀対策

2018年6月18日に発生した大阪府北部地震（震度6弱）では、塀の倒壊により尊い命が失われました。市の公共施設における危険なブロック塀は既に撤去済みですが、隣接民地の塀は一部未対応です。

塀の倒壊による被害を未然に防止するため、塀の所有者、管理者の方は塀の安全点検を実施してください。また、ブロック塀等撤去費補助金制度もありますので説明します。

■ブロック塀の点検のチェックポイント

点検については、必要に応じて建築士等の専門家へご相談してください。

塀の倒壊に起因する損害は、原則所有者の責任となってしまう。日頃から維持保全に努めていただき、安心して暮らせるまちを目指しましょう。

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

□ 1. 塀は高すぎないか

- ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。

□ 2. 塀の厚さは十分か

- ・塀の厚さは10cm以上か。
（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）

□ 3. 控え壁はあるか。

- （塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

□ 4. 基礎があるか

- ・コンクリートの基礎があるか。

□ 5. 塀は健全か

- ・塀に傾き、ひび割れはないか。

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

□ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。

□ 2. 塀の厚さは十分か。

□ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。

□ 4. 基礎があるか。

□ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

■小田原市ブロック塀等撤去費補助金

地震に強いまちをつくるため、市では、一定条件のブロック塀などを撤去する人に、必要な経費の一部を補助します。

補助対象

道路、公共施設、幼稚園、保育所などに面したブロック塀等（高さ1m以上）の撤去

※ただし、撤去後、高さ40cmを超えるブロック塀等を築造しないこと

※詳細については、防災対策課までご相談ください。

※工事着工前に手続きが必要です。

補助金額

塀の長さ1mあたり1万円（限度額50万円）

※補助算定額と、撤去にかかる費用を比べて低い額

用語説明

道路とは

- ・国・県・市その他公法人が所有し、または管理する道
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に定める道路

ブロック塀等とは

市内に存するコンクリートブロック、コンクリート、石材等を用いて築造した塀又は門柱。

道路面からの高さが1mを超えるもの（擁壁の上に築造されているものにあっても、塀の部分の高さが0.6mを超えているものに限り。）又は傾斜が著しい、風化若しくはひび割れが著しいブロック塀等で、地震により倒壊した場合に危険と認めるものをいう。

申請期間

2018年10月1日から12月28日まで

（※実績報告書の提出期限は2019年2月28日まで）

注意事項

- ・申請書の先着順で申請をお受けします。
- ・申請額が予算額に達した場合は、2018年度の申請をお受けできません。

防災部：防災対策課 0465-33-1855

武松忠議会報告会

1 1月の武松忠議会報告会は会議室が取れず中止します。

HPIは、「たけまつただし」で検索！ 月刊武松バックナンバー全て掲載



twitter : @ttakemat

facebook : <https://www.facebook.com/tadashi.takematsu>

寄付は、ジャパンネットバンク 本店 普通口座 7941377 タケマツタダシ
さがみ信用金庫 国府津支店 普通口座 0051228 武松政策研究会 武松忠 まで